

3. 定款を変更する時に提出する書類

(1) 認証申請書の提出が必要な場合

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
定款変更認証申請書（施行規則第4号様式）	1部	77, 78
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部	79
変更後の定款	3部	—

行う事業の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

定款の変更の日*の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書	定款の変更の日の属する事業年度の事業計画書 2部 翌事業年度の事業計画書 2部	38～39 を参考
定款の変更の日*の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書	定款の変更の日の属する事業年度の活動予算書 2部 翌事業年度の活動予算書 2部	40～41 を参考

*「定款の変更の日」定款変更の認証が見込まれる日（申請から4か月程度後の日）

所轄庁の変更を伴う定款の変更である場合に限り提出する書類

役員名簿 （役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	変更後の所轄庁に確認	30を参考
確認書		34を参考
前事業年度の事業報告書 活動計算書 貸借対照表 財産目録 年間役員名簿 前事業年度の社員のうち10人以上の名簿 又は（設立後これらの書類が作成されるまでの間は） 設立の時の事業計画書、活動計算書、財産目録		48～66 を参考

(2) 届出書の提出が必要な場合

(届出のみが必要な場合 [認証を受ける必要がない場合])

提出書類のリスト	提出部数	参照ページ
定款変更届出書（施行規則様式第5号）	1部	80
定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	1部	79
変更後の定款	2部	—

※ 届出のみが必要な場合（認証を受ける必要がない場合）は、P. 74 を参照

法第 25 条第 6 項の規定に違反し、定款変更届出書の届出を怠った場合、20 万円以下の過料に処されることがあります。
(法第 80 条第 3 号、施行条例第 5 条)